

# 産業廃棄物の 適正処理について

事業者の皆さんへ

千葉市

# 目次

1. 廃棄物の処理はどういう流れになっているの？	・・・	1
2. 何が産業廃棄物になるの？	・・・	2
3. 産業廃棄物の種類	・・・	3
4. 特別管理産業廃棄物の種類	・・・	4
5. 排出事業者の処理責任	・・・	6
6. 運搬されるまでの保管	・・・	7
7. 排出事業者による収集・運搬及び処分	・・・	8
8. 業者への委託	・・・	12
9. マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付	・・・	15
10. 特別管理産業廃棄物に関する義務	・・・	18
11. 多量排出事業者の報告	・・・	19
12. 産業廃棄物処理施設の設置	・・・	20
13. 産業廃棄物処理施設の定期検査	・・・	21
14. 維持管理情報の公表	・・・	21
15. 優良産業廃棄物処理業者の認定制度	・・・	21
16. 不法投棄・不法焼却	・・・	21
17. 罰則	・・・	23
18. 簡易チェック票	・・・	24

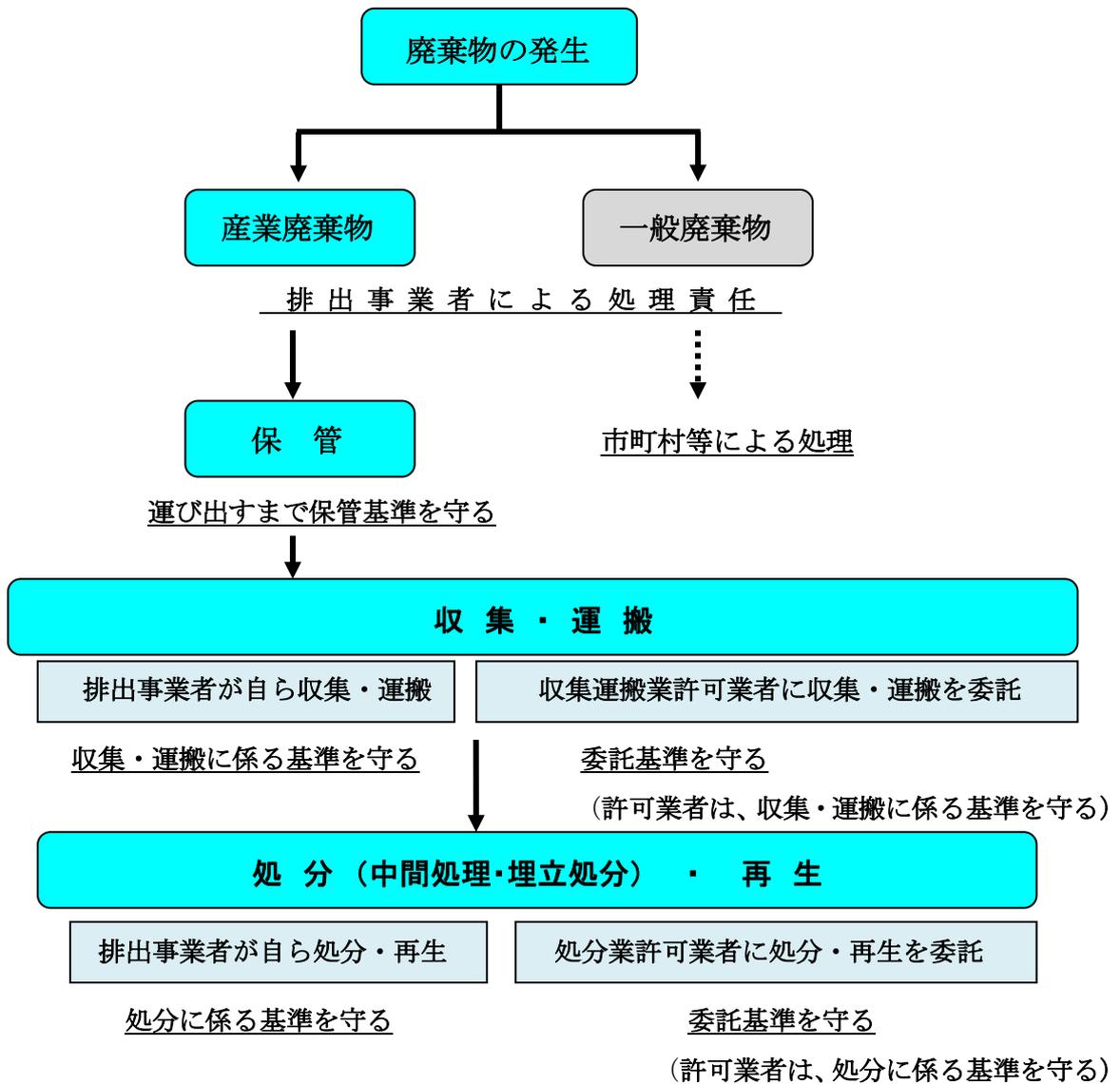
本パンフレットは、主に産業廃棄物の排出事業者を対象に、産業廃棄物の適正処理のための法律等について、わかりやすくまとめたものです。詳細につきましては、法令の条文等を必ず確認してください。

## 本文中での表記

法	・・・	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
令	・・・	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
規則	・・・	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

# 1. 廃棄物の処理はどういう流れになっているの？

廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、以下のような流れで行われます。



区 分		解 説	
処 理	収集・運搬	廃棄物を収集し、運搬すること	
	処 分	中間処理	廃棄物の性状等を物理的・化学的に変化させること (焼却・破碎・圧縮・脱水等)
		埋立処分	廃棄物を最終処分場に埋め立てること
	再 生	廃棄物を再び使用できる状態にすること	

## 2. 何が産業廃棄物になるの？

### (1) 廃棄物とは？（法第2条、令第2条、令第2条の4）

廃棄物とは、廃棄物処理法において「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義されており、以下のように産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。

廃 棄 物	産業廃棄物	事業活動に伴って排出された廃プラスチック類や金属くず等、法律で定められた20品目（p.3参照）及び輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く）
	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等を有するものとして特に定められたもの（p.4参照） ※医療機関等から排出された使用済注射針等、ポリ塩化ビフェニルを含む電気機器・油等、有害物質を含む産業廃棄物等
	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物 ※飲食店等から出る残飯・厨芥、事務所から出る紙くず、茶がら等

以下のものは、廃棄物処理法の規制対象外となります。

- 気体状のもの
- 放射性物質及びこれによって汚染されたもの（\*下記注参照）
- 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、その漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- 有価物

### (2) 廃棄物になるか、ならないかの判断

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである」と解されており、主観的・客観的事実を総合的に勘案して判断されます。

#### 【チェック】

- ある物が有償売却される場合であっても、売却利益から輸送費等の経費を差し引いて排出事業者が結果的に赤字（逆有償）となる場合や、法律の適用を逃れるための形式的・脱法的な売却行為である場合は、有価物とは判断されない場合があります。
- 占有者の意思は、客観的要素から見て社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であることから、占有者が廃棄物である物を有価物等と称して長期間野積みするなど、客観的にリサイクルすることが明らかでない場合は、廃棄物と判断されます。

\* 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日公布）の規定により、原子力発電所の事故により8,000Bq/kg以下の放射能に汚染された廃棄物（特定廃棄物を除く）は、廃棄物処理法の適用を受けます。  
詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。（<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html>）

### 3. 産業廃棄物の種類（法第2条第4項、令第2条）

産業廃棄物は以下の20品目に分類されます。

	種類	摘要	業種指定	
産業廃棄物	①燃え殻	石炭がら、重油灰、産業廃棄物の焼却残さ等		
	②汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥、凝集沈殿汚泥、建設汚泥等		
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、廃溶剤、タールピッチ等		
	④廃酸	廃硫酸、廃塩酸など有機性・無機性にかかわらず酸性を有する液状のもの		
	⑤廃アルカリ	廃水酸化ナトリウム溶液など有機性・無機性にかかわらずアルカリ性を有する液状のもの		
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなどすべての固形、液状の合成高分子化合物		
	⑦紙くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙、紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 製本業、印刷物加工業、印刷出版を行う出版業	に係る紙くず	有
	⑧木くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 木材、木製品の製造業（家具製造業を含む。） パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業	に係る木くず	有
		貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）		
	⑨繊維くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）	に係る繊維くず	有
	⑩動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状のもの		有
	⑪動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜 食鳥処理場において食鳥処理した食鳥	に係る固形状の不要物	有
	⑫ゴムくず	天然ゴムに限る		
	⑬金属くず	研磨くず、切削くず等		
	⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、レンガ、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず等		
	⑮鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす等		
	⑯がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、その他これに類するもの		
	⑰動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係る動物のふん尿		有
	⑱動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係る動物の死体		有
	⑲ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設 産業廃棄物の焼却施設 で発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの		
⑳上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの				

- ※ 業種指定「有」となっているものは、特定の事業活動（摘要欄参照）に伴って発生するものに限定される品目であり、それらに該当しない業種から発生する場合には、一般廃棄物となります。
- ※ 上記20品目のうち、工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを石綿含有産業廃棄物といいます。
- ※ 燃え殻、鉱さい、ばいじん及び汚泥のうち、水銀含有量が15mg/kgを超えるもの並びに廃酸及び廃アルカリのうち、水銀含有量が15mg/Lを超えるものを水銀含有ばいじん等といいます。なお、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは水銀含有ばいじん等には該当しません。
- ※ 「特定の水銀使用製品」、「特定の水銀使用製品を組み込んだ製品」及び「水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品」が廃棄物となったものを水銀使用製品産業廃棄物といいます。

## 4. 特別管理産業廃棄物の種類（法第2条第5項、令第2条の4）

特別管理産業廃棄物は以下のように分類されます。

		種 類	摘 要	
特別 管理 産業 廃棄物		廃油	揮発性油類、灯油類、軽油類（引火点 70℃未満のもの）	
		廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が 2.0 以下の酸性廃液	
		廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が 12.5 以上のアルカリ性廃液	
		感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか付着するか又はそのおそれのある産業廃棄物	
	特定 有害 産業 廃棄物		廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油
			ポリ塩化ビフェニル汚染物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ汚泥、木くず又は繊維くず</li> <li>・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ紙くず</li> <li>・ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された廃プラスチック類又は金属くず</li> <li>・ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類</li> </ul>
			ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものであって、基準に適合しないもの
			廃水銀等及びその処理物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設において生じた廃水銀または廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）</li> <li>・水銀もしくは水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）または水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀</li> <li>・廃水銀等を処分するために処理したものであって、基準に適合しないもの</li> </ul>
			廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの</li> <li>・大気汚染防止法第2条第7項に規定する特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん機で集められた飛散性の石綿など</li> </ul>
			その他の有害産業廃棄物※	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん（鉍さい以外は特定の施設から排出されたもの）等のうち、定められた基準を超えて有害物質を含むもの

上表中、「その他の有害産業廃棄物」に関する判定基準については、次ページに示すとおりです。

【特別管理産業廃棄物の判定基準（規則第1条の2）】

	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・鉱さい (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	汚泥 (mg/L)	廃酸・廃アルカリ (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)
アルキル水銀	ND (検出されないこと)	ND*1	ND*1			ND	ND	ND	ND
水銀	0.005*1	0.05*1	0.005*1			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン						1	1	1	1
PCB				(廃油：0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
シス-1,2 ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5*2	5*2	0.5*2	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類 (単位はTEQ換算)	3 (ng/g)*3	100 (pg/L)*3	3 (ng/g)*3			3 (ng/g)	100 (pg/L)	100 (pg/L)	3 (ng/g)

\*1 ばいじん及び鉱さい並びにその処理物に適用する。

\*2 ばいじん及びその処理物に適用する。

\*3 鉱さい及びその処理物は除外する。

## 5. 排出事業者の処理責任

(法第3条、第11条第1項、第12条、第12条の2)

- ① 事業者は、その事業活動に伴って排出される廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。  
具体的には、事業者は、自ら産業廃棄物の処理をする他に、産業廃棄物の処理を許可業者に委託することが可能ですが、その場合には、委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。  
委託した会社が、不適正な処理を行っている、排出事業者も、原状回復の責任や罰金が科せられることがあります。
- ② 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。
- ③ 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

### 建設系廃棄物に関する例外 (法第21条の3)

建設工事が数次の請負によって行われる場合にあつては、その建設工事に伴い生じる廃棄物についての廃棄物処理法上の排出事業者は、元請業者となります。

なお、建設工事とは、土木建築に関する工事であつて、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含みます。解体工事についても含まれます。

許可不要となる下記の特例を除き、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合のみに廃棄物処理が可能となります。

- ① 下請負人による建設工事現場内の保管

(ただし、元請業者、下請負人ともに産業廃棄物保管基準の適用を受けます。)

- ② 次のすべての条件に該当する産業廃棄物の下請負人による運搬

当該建設工事に係る書面による請負契約で定められていることが前提となります。

- ・ 建築物等に係る維持修繕工事\*の請負代金が500万円以下の建設工事
- ・ 1回の運搬量が1立法メートル以下の廃棄物
- ・ 運搬途中で保管を行わないもの
- ・ 元請負業者が所有権又は使用権原を有する施設（建設現場と同一又は隣接都道府県）に運搬されるもの
- ・ 特別管理産業廃棄物でないもの

\*ア 維持修繕工事等とは、解体工事、新築工事または増築工事以外の建設工事

\*イ 引渡し済みの建築物等の瑕疵の修繕に関する工事

建設工事から生ずる廃棄物の適正処理については、平成23年3月に環境省から「建設廃棄物処理指針」が通知されておりますので、併せてご覧ください。

[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_law/kaisei2010/attach/no110329004.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110329004.pdf)

## 6. 運搬されるまでの保管

### (1) 分別

発生した産業廃棄物をリサイクルや適正処理をするためには、まず廃棄物の種類に応じた分別が必要です。有効利用の目的や処理方法など、必要に応じて分別してください。

- 一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分別しましょう。
- 産業廃棄物の種類ごとに分別しましょう。
- 危険物のボンベ類や発火性のあるライター、電池、バッテリー等はそれぞれに分別しましょう。
- 集積場や分別容器・袋などに廃棄物の種類を明記するなどして分かりやすくしましょう。
- 処理委託するときは、委託業者ごとに分別しましょう。

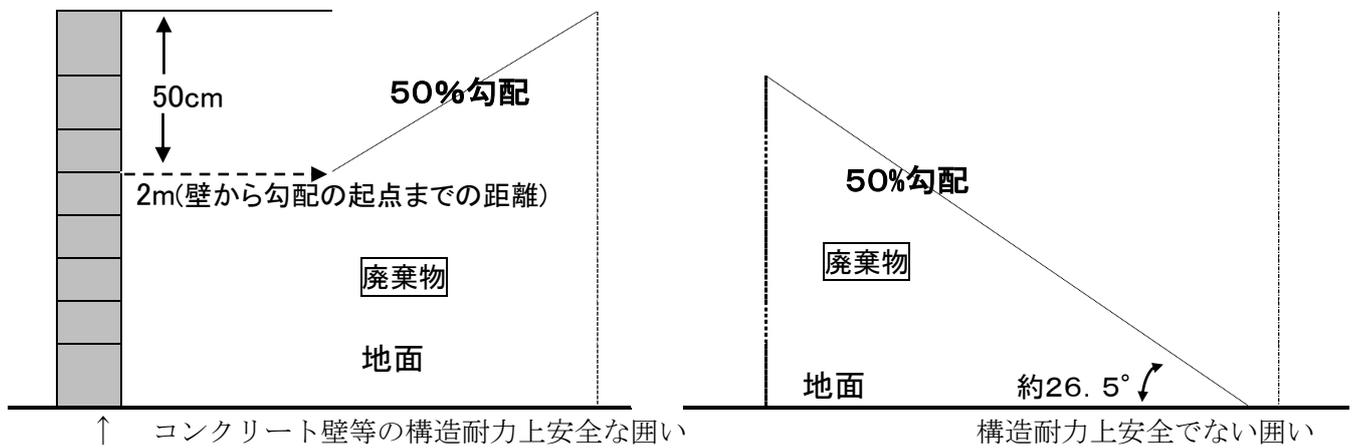
### (2) 運搬するまでの保管 (法第12条第2項、規則第8条)

分別した産業廃棄物を場内（現場内）で保管する場合は、生活環境の保全上支障のないように保管する必要があります（産業廃棄物保管基準）。なお、特別管理産業廃棄物の保管については、p.18を参照してください。

- 周囲に囲いを設けること（保管する廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る）
- 見やすい箇所に必要な事項を記載した掲示板を設置すること（下図参照）
- 掲示板は縦及び横それぞれ60cm以上であること
- 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないようにすること
- 汚水が生ずるおそれのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること（必要な排水溝その他の設備の設置及び底面を不透水性の材料で覆うこと）
- 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積上げ高さの上限を超えないこと（次ページ参照）
- ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫の発生を防止すること
- 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、次の措置をとること
  - ・他の産業廃棄物と混合することのないよう仕切りの設置等の必要な措置
  - ・覆いの設置、梱包等の飛散防止の必要な措置
- 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、他の産業廃棄物と混合することのないよう仕切りの設置等の必要な措置をとること（蛍光灯等については破損防止対策を講じること）

掲示板の表示例

← 60 cm 以上 →		<p style="text-align: center;"><b>記載必要事項</b></p> <p>(1) 産業廃棄物の保管場所である旨 ※特別管理産業廃棄物の場合は「特別管理産業廃棄物保管場所」とする。</p> <p>(2) 保管する産業廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む)</p> <p>(3) 保管の場所の管理者の氏名又は名称</p> <p>(4) 管理者の連絡先</p> <p>(5) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げることのできる高さ</p>
<b>産業廃棄物保管場所</b>		
保管する 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
管 理 者	環 境 課 産 廃 太 郎	
連 絡 先	0 4 3 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
積上げ高さ	〇〇 m	



※ 点線の高さを超えて保管することはできません。

図 最大保管高さの制限例（屋外で容器を用いずに保管する場合）

## 7. 排出事業者による収集・運搬及び処分

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理（収集・運搬及び処分）する場合には、**産業廃棄物処理基準**（収集・運搬に係る基準・処分に係る基準）を守らなければなりません。

### (1) 自己運搬（法第12条第1項、令第6条第1項第1号、規則第7条の2の2、第7条の3）

排出事業者がその産業廃棄物を自ら目的地へ運搬する場合は、以下のような産業廃棄物を運搬するための基準（収集・運搬に係る基準）を守らなければなりません。なお、この場合、産業廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。

#### 【収集・運搬に係る基準】

- 産業廃棄物の飛散、流出を防止すること
- 悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上の支障を防止すること
- 収集・運搬のための施設を設置する場合には生活環境保全上の支障を防止すること
- 運搬車の車体の外側（両側面）に、以下の事項を見やすいよう鮮明に表示すること
  - ・ 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨（識別しやすい色の文字、大きさは140ポイント（約5cm）以上）
  - ・ 氏名又は名称（大きさは90ポイント（約3cm）以上）
- 運搬車に以下の事項を記載した書面を備え付けること
  - ・ 氏名又は名称及び住所
  - ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
  - ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
  - ・ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
- 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合には、破碎をせず、かつ他の廃棄物と混合しないようにすること

#### 【収集・運搬に伴う積替え・保管に係る基準】

運搬途中で廃棄物を収納した運搬容器を別の車両に積み替えたり、バラ積みしてきた車両から下ろした廃棄物を他の車両に積み替えるなどの作業（積替え）やそのための保管をしたりする場合は、以下のような収集・運搬に係る基準を守らなければなりません。

また、建設系産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、事業場外保管場（次ページ参照）の届出が必要となりますので、ご相談ください。

- 積替場所には囲いを設けること
- 積替場所には積替場所であることの表示をすること

- 保管は、以下の一定基準を満たす積替えをする場合以外しないこと
  - ・ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること
  - ・ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと
  - ・ 搬入された産業廃棄物の性状に変化がないうちに搬出すること
- 保管場所には周囲に囲いを設けること（廃棄物が囲いに接する場合には、構造的に耐力があること）
- 保管場所には見やすい箇所に積替えのための保管場所である旨その他保管に関し以下の必要な事項を記載した掲示板を設置すること
  - ・ p.7の「掲示板の表示例」に掲げた各事項
  - ・ 保管できる数量の上限
- 掲示板は縦及び横それぞれ60cm以上であること
- 保管に伴い汚水が生ずるおそれのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること（必要な排水溝その他の設備の設置及び底面を不透水性の材料で覆うこと）
- 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積上げ高さの上限を超えないこと（前ページ参照）
- 保管する場合には以下の数量上限を超えないこと
  - ・ 保管場所における1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量
- 積替・保管場所から廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないようにすること
- 積替・保管場所にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替・保管を行う場合には、他の産業廃棄物と混合することのないよう仕切りの設置等の必要な措置をとること

## (2) 事業所外保管場の届出（法第12条第3項、規則第8条の2～第8条の2の6）

排出事業者は、その事業活動に伴い発生する建設系産業廃棄物を生ずる事業場外の保管場（保管の用に供する面積として300平方メートル以上のもの）において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合等を除き、事前に届け出なければなりません。

- 届出対象…保管の用に供する面積として300平方メートル以上
- 新たに事業所外保管場を設置する場合には、設置の14日前までに設置届出を提出すること（様式第2号の4）
  - 届出には、下記の書類を添付すること
    - ・ 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
    - ・ 保管の場所の平面図及び付近の見取図
- 届出事項の変更は、事前（14日前までに）に変更届出、保管廃止は、廃止後30日以内に廃止届出を提出する必要があります。また、非常災害のために必要な応急措置として行った場合には、保管を開始した日から14日以内に届出が必要です。
- 届出場所における産業廃棄物の保管については、法に基づく保管、積替えに関する基準が適用されること
- 周囲に囲いを設けること（保管する廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であること）
- 保管に関して必要な事項を記載した看板（縦及び横それぞれ60cm以上）を設置すること
- 飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散を防止すること
- 汚水が生ずるおそれのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること（必要な排水溝その他の設備の設置及び底面を不透水性の材料で覆うこと）
- 屋外で保管する場合は積上げの高さ上限を超えないこと（前ページ参照）
- ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫の発生を防止すること
- 石綿含有産業廃棄物の場合には、他の産業廃棄物と混合することのないよう仕切り等を設置すること
- 保管場所における1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量を超えないこと

## (3) 自己処分（法第12条第1項、令第6条第1項第2号、第3号、規則第7条の5、6、8）

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理する場合は、以下のような産業廃棄物を処理するための基準（処分基準）を守らなければなりません。この場合、産業廃棄物処分業の許可は必要ありませんが、一定規模以上の処理施設（p.20参照）を設置する際には、施設の設置許可が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

さらに、帳簿の作成、記載の義務（p. 11 参照）がありますので、留意してください。

**【中間処理（再生を含む）に係る基準】**

- 産業廃棄物の飛散、流出を防止すること
- 悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上の支障を防止すること
- 中間処理のための施設を設置する場合には生活環境保全上の支障を防止すること
- 廃棄物を焼却する場合には定められた構造の焼却設備及び方法によること（p. 22 参照）

**【中間処理（再生を含む）に伴う保管に係る基準】**

- 保管場所には周囲に囲いを設けること（廃棄物が囲いに接する場合には、構造的に耐力があること）
- 保管場所には見やすい箇所に積替えのための保管場所である旨その他保管に関し以下の必要な事項を記載した掲示板を設置すること
  - ・ p. 7 の「掲示板の表示例」に掲げた各事項
  - ・ 保管できる数量の上限
- 掲示板は縦及び横それぞれ 60cm 以上であること
- 保管場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないようにすること
- 保管に伴い汚水が生ずるおそれのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること（必要な排水溝その他の設備の設置及び底面を不透水性の材料で覆うこと）
- 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積上げ高さの上限を超えないこと（p. 8 参照）
- 保管場所にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- 適正な処分又は再生を行うためにやむをえないと認められる期間を超えて保管しないこと
- 保管する場合には以下の数量上限を超えないこと
  - ・ 処理施設における 1 日当たりの処理能力の 14 倍の数量
- 石綿含有産業廃棄物を保管・処分する場合には、次のとおり行うこと
  - ・ 保管する場合には他の産業廃棄物と混合することのないよう仕切りの設置等の必要な措置をとること
  - ・ 処分する場合には環境大臣の定める方法（溶融施設による溶融や無害化処理認定施設による処理等）により行うこと
- 水銀使用製品産業廃棄物を保管・処分する場合には次のとおり行うこと
  - ・ 処分する場合には水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること
  - ・ 特定の水銀使用製品産業廃棄物を処分する場合には、あらかじめ、水銀を回収すること
  - ・ 保管する場合には他の産業廃棄物と混合することのないよう仕切りの設置等の必要な措置をとること
- 水銀含有ばいじん等を処分する場合には次のとおり行うこと
  - ・ 処分する場合には水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること
  - ・ 水銀含有量が 1,000mg/kg（廃酸又は廃アルカリにあつては 1,000mg/L）を超える水銀含有ばいじん等を処分する場合には、あらかじめ、水銀を回収すること

**【埋立処分に係る基準】 ※埋立処分する場合は規模に関わらず、施設許可が必要です。**

- 埋立地にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- 埋立終了の際には生活環境の保全上支障がないよう表面を土砂で覆うこと
- 周囲に囲いが設けられていること
- 産業廃棄物の処分場所であることの表示を掲げること
- 産業廃棄物の種類に応じて適切な方法により適切な処分場に埋め立てること
- 石綿含有産業廃棄物の場合には、一定の場所に分散しないように埋立を行った上で、表面の覆土等飛散・流出防止処置をとること

【最終処分場の種類】

種 類	概 要	対 象
安定型最終処分場	遮水工などを要しない処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（安定5品目）
管理型最終処分場	安定型より管理が厳しく腐敗や溶出等のおそれのある物質が対象となる処分場	燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉱さい、動物のふん尿・死体、廃石膏ボード等
遮断型最終処分場	周囲が鉄筋コンクリート等で囲まれた処分場	有害物質を含む産業廃棄物

(4) 帳簿の作成に関する義務（法第12条第13項、令第6条の4、規則第8条の5）

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理する場合などは、帳簿の作成、記載、保存の義務があります。

1 対象

- ① 産業廃棄物処理施設（p.20参照）又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者
- ② 排出事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の処分または再生を行う事業者

2 記載事項

- ① 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者

区 分	記 載 事 項
自己処分の場合	(1) 処分年月日 (2) 処分方法ごとの処分量 (3) 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合には石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る事項も含む。）

- ② 排出事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の処分または再生を行う事業者

区 分	記 載 事 項
自己運搬の場合	(1) 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 (2) 運搬年月日 (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 (4) 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
自己処分・再生の場合	(1) 当該産業廃棄物を処分（再生）した事業場の名称及び所在地 (2) 処分（再生）年月日 (3) 処分（再生）方法ごとの処分（再生）量 (4) 処分（再生）（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	運搬又は処分（再生）に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合には、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

### 3 記載方法、保存方法等について

- ① 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における必要事項を記載すること。
- ② 帳簿は1年ごとに閉鎖すること。
- ③ 帳簿は閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。

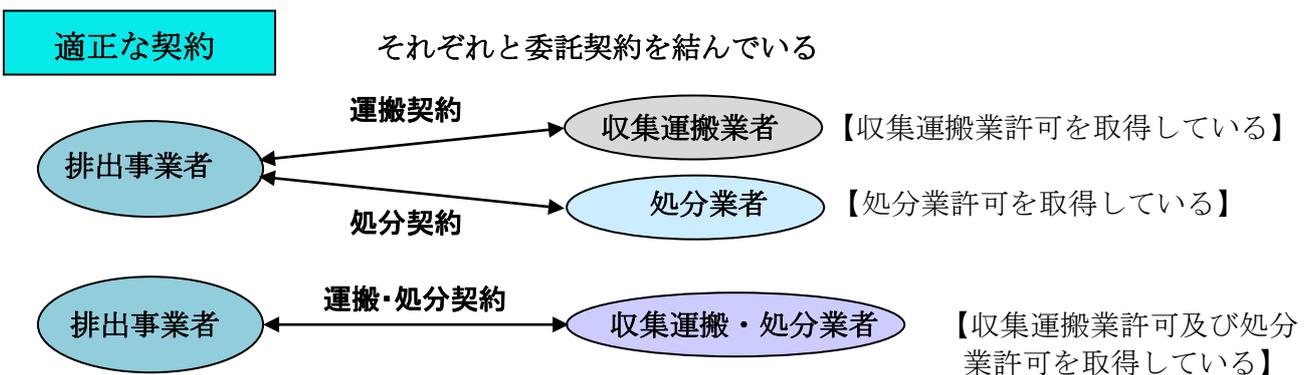
## 8. 業者への委託

### (1) 委託処理 (法第12条第5項～第7項)

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理しない場合は、関係自治体の許可を持っている業者等へ委託することができます。その場合には、委託するための基準（委託基準）を守って委託しなければなりません。また、委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。委託業者が不適正な処理を行った場合、排出事業者も、原状回復の責任や罰金が科せられることがあります。

### (2) 委託の方法 (法第12条第5項、第6項、令第6条の2)

産業廃棄物の収集・運搬を委託するときは産業廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者と、処分を委託するときは産業廃棄物処分業の許可を持つ業者と、それぞれ書面により委託契約してください。ただし、同一業者が収集・運搬と処分の両方の許可を持っている場合は1つの契約でまとめることができます。



#### 【チェック】

- 建設工事における排出事業者は元請業者になります。この場合、下請業者が産業廃棄物の収集・運搬を行うためには、収集運搬業の許可が必要になります。許可のない下請業者が自己運搬と称して収集・運搬を行うと違法になります。（詳細は「5. 排出事業者の処理責任 (p.6)」をご覧ください）

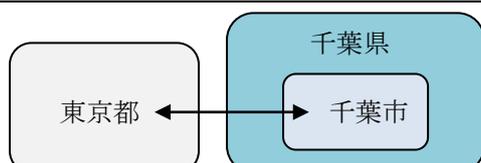
### (3) 許可業者を探す

産業廃棄物処理業者は、許可事務を行っている自治体のホームページ若しくは自治体が作成している名簿から探すことができます。

また、「優良産業廃棄物処理業者の認定制度 (p.21 参照)」の認定業者についても産廃情報ネットのホームページ (<http://www3.sanpainet.or.jp/>) で検索できます。

#### 許可事務を行っている自治体

- ・各都道府県
- ・政令で定める市（千葉市、船橋市、柏市、横浜市、川崎市、さいたま市など）



#### 【チェック：収集運搬業の許可について】

収集運搬業者は、廃棄物を積み込む場所と降ろす場所それぞれの自治体の許可が必要です。例えば、千葉市で積み込み東京都で降ろす場合、千葉県（もしくは千葉市）と東京都の収集運搬業許可が必要になります。

また、運搬の途中で産業廃棄物を別の車両に積み替えたり、有償で譲渡できるものを抜き取ったりする場合は、許可の事業範囲に積替え・保管が含まれている必要があります。

## (4) 許可証を確認する

探した業者が委託しようとする産業廃棄物を運搬又は処分できるかどうかを、許可証の写しを取り寄せて、事業の範囲等を確認することが大切です。収集運搬業なら積込地と降ろし地、処分業なら処分地の許可証です。

### 【産業廃棄物収集運搬業許可証】

許可番号 第××××××××××号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住所	××県××市××町×番×号
氏名	株式会社 ××運搬 代表取締役 ×× ××
第14条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。	
千葉市長 ○○○○	
許可の年月日	平成××年××月××日
許可の有効期限	平成××年××月××日
1 事業の範囲	
(1) 業の区分	収集・運搬(積替・保管を含む。)
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類	ア 廃プラスチック類 イ 木くず ウ ゴムくず エ 金属くず オ ガラスくず及び陶磁器くず カ がれき類
2 積替え・保管施設	××××××××××××××
3 許可の条件	××××××××××××××
4 許可の更新又は変更の状況	

- 10桁又は11桁の許可番号。千葉市の許可番号は「55」または「055」から始まります。  
千葉県の場合は「12」または「012」から始まります。
- 産業廃棄物収集運搬業の許可を取得していることの証明。
- 正式な名称、所在地を確認しましょう。
- 業務のできる地域を示しています。
- 有効期限内のみ収集・運搬できます。更新申請中は申請書の写しで確認してください。
- 積替え・保管できる許可であることを示しています。
- 記載されていない種類の産業廃棄物は運ばません。
- 運搬途中の積替・保管施設の情報が記載されています。

### 【産業廃棄物処分業許可証】

許可番号 第××××××××××号	
産業廃棄物処分業許可証	
住所	××県××市××町×番×号
氏名	株式会社 ××処分 代表取締役 ×× ××
第14条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。	
千葉市長 ○○○○	
許可の年月日	平成××年××月××日
許可の有効期限	平成××年××月××日
1 事業の範囲	
(1) 業の区分	破砕による中間処理
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類	ア 廃プラスチック類 イ 木くず ウ がれき類
2 事業の用に供する施設	××××××××××××××
3 許可の条件	××××××××××××××
4 許可の更新又は変更の状況	

- 10桁又は11桁の許可番号。
- 産業廃棄物処分業の許可を取得していることの証明。
- 正式な名称、所在地を確認しましょう。
- 業務のできる地域を示しています。
- 有効期限内のみ処分できます。
- 廃棄物の処理方法を確認しましょう。
- 委託しようとする種類の許可を持っているか確認しましょう。
- 処理能力等も記載されているので、確認しておきましょう。

**(5) 委託契約書を作る** (法第12条第6項、令第6条の2、規則第8条の4～第8条の4の4)

産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に処理を委託する際は、必ず「収集運搬委託契約書」及び「処分委託契約書」を**書面で作成し、契約期間終了後5年間保存**しなければなりません。また、契約書には法令に規定する事項を必ず記載し、処理業者の許可証の写しを必ず添付しなければなりません。処理業者の許可が更新されたときは、新しい許可証の写しを添付してください。

自動更新の契約書を利用している場合、法定の項目が記載もれになっている場合がありますので、定期的に確認してください。

運搬委託契約書・処分委託契約書 共通記載事項	運搬委託契約書 記載事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託する産業廃棄物の種類、数量</li> <li>○ 委託契約の有効期間</li> <li>○ 委託者が受託者に支払う料金</li> <li>○ 受託者の事業の範囲</li> <li>○ 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の性状及び荷姿</li> <li>・ 通常の保管状況での腐敗、揮発等の性状の変化</li> <li>・ 他の廃棄物との混合により生ずる支障</li> <li>・ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項</li> <li>・ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨</li> <li>・ その他取扱いに関する注意事項</li> </ul> </li> <li>○ 委託契約期間中に廃棄物の性状等に変化が生じた場合の当該情報の伝達方法</li> <li>○ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項</li> <li>○ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い</li> </ul>	処分委託契約書 記載事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運搬の最終目的地の所在地 (受託者が積替え・保管をする場合)</li> <li>○ 積替保管場所の所在地</li> <li>○ 保管できる産業廃棄物の種類</li> <li>○ 積替えのための保管上限</li> <li>○ 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力 (処分後に残さが発生する場合)</li> <li>○ 当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力</li> </ul>

**【契約書作成時のチェックポイント】**

- 書面で、事前に作成すること
- 委託する産業廃棄物の種類・数量、料金等が記載されていること
- 引き渡す廃棄物の種類は、許可品目に含まれていることを確認すること
- 契約書には、許可証の写しを添付すること

契約書のひな型は、千葉県産業資源循環協会のホームページに公開されています。また、契約書の様式は、千葉県産業資源循環協会、建設マニフェスト販売センターなどで購入できます。

(参考 URL) <http://www.chiba-sanpai.or.jp/middle/index.html>

排出事業者は、産業廃棄物を適正に処理するため、必要な廃棄物情報を処理業者に提供しなければなりません。

特別管理産業廃棄物を処理委託する場合には、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を、事前に文書で通知する必要があります。(令第6条の6)

この情報提供の参考として、環境省が「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定しており、廃棄物データシート(WDS)の様式例が示されています。

(参考 URL) <http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

## 9. マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付

### (1) マニフェストとは？（法第12条の3）

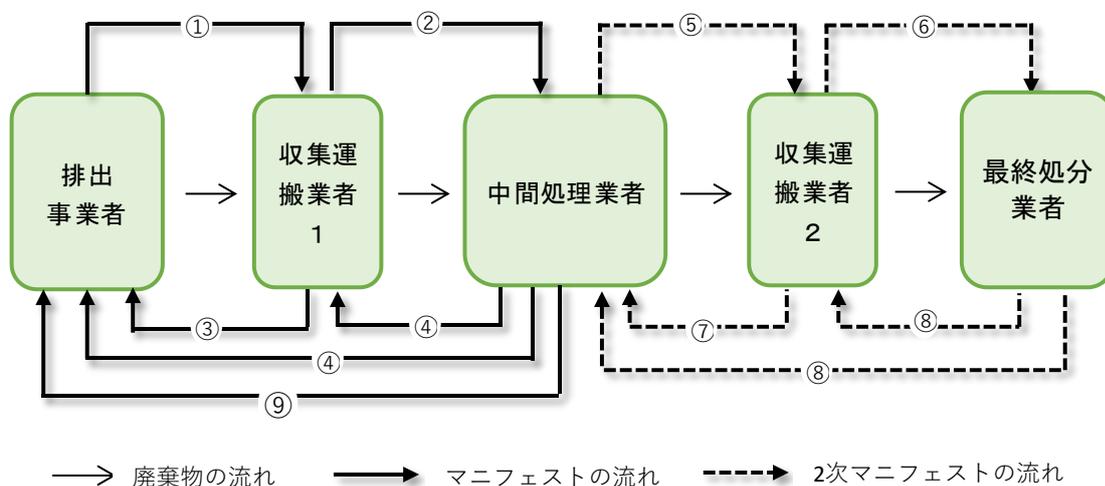
マニフェストとは、産業廃棄物管理票のことで、排出事業者が産業廃棄物の処理状況を確認するための伝票です。排出事業者から収集運搬業者、処分業者へ、産業廃棄物の流れに合わせて移動し、収集・運搬・処分の各工程が終了するごとに排出事業者に写しが戻り、適正処理を確認する仕組みになっています。

ただし、マニフェストの発行・確認・管理は排出事業者が自ら行わなければなりません。  
なお、マニフェストは、複写式のものが産業資源循環協会等で販売されています。

### (2) マニフェストの流れ（法第12条の3第1項～第6項、第9項、第10項）

排出事業者は委託した産業廃棄物が適正に最終処分されたかどうかを確認する必要があります。中間処理業者に委託した場合、処理後の廃棄物は中間処理業者が排出事業者となって処理されますが、その場合でも同様です。

以下に、中間処理業者に委託した場合のマニフェストの流れを示します。



#### マニフェストの流れの解説

- ① 排出事業者は、引渡しの際にA票に必要事項を記入してA票を保存し、残りを収集運搬業者に渡す。
- ②・③ 収集運搬業者は、運搬終了後、必要事項を記入してB 1票を保存し、B 2票を排出事業者に戻し、残りを中間処理業者に渡す。  
※排出事業者は、運搬業者から運搬終了を示すB 2票が戻ったらA票と照合する。
- ④ 中間処理業者は、処分終了後必要事項を記入してC 1票を保存し、C 2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者に戻す。  
※E票は中間処理業者が最終処分終了まで保管する。  
※排出事業者は、中間処理業者から処分終了を示すD票が戻ったらA票と照合する。
- ⑤ 処理後の残さ物について、中間処理業者がマニフェストを交付する。（2次マニフェスト）  
※A票は中間処理業者の控えとして保存する。
- ⑥・⑦ 収集運搬業者は、運搬終了後必要事項を記入してB 1票を保存し、B 2票を中間処理業者に戻し、残りを最終処分業者に渡す。
- ⑧ 最終処分業者は、最終処分終了後、必要事項を記入してC 1票を保存し、C 2票を収集運搬業者に、D票とE票を中間処理業者に戻す。  
※中間処理業者は、最終処分業者から処分終了を示すD票が戻ったら⑤のA票と照合する。
- ⑨ 中間処理業者は、最終処分が終了した旨を、排出事業者から交付された④のC 1票とE票に⑧のE票を転記し、排出事業者に戻す。  
※排出事業者は、最終処分が終了したことを確認し、A票と照合する。

### (3) マニフェストの記入方法

以下に法令で規定されているマニフェストの様式を例に記入方法を簡単に示します。

産業廃棄物管理票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名		
事業者	氏名又は名称			事業場	名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
産業廃棄物	種類			数量	荷姿		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）						
最終処分の場所	所在地						
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の 事業場	名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称			積替え 又は保管	所在地 〒		
	住所 〒 電話番号				電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印 印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印 印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地						

#### 【排出事業者が記入すること（法第12条の3、規則第8条の21）】

項目	説明	記入するマニフェスト
交付年月日	マニフェストを交付した日	A～E票
交付番号	マニフェストの交付番号	A～E票
事業者	排出事業者の名称及び住所等	A～E票
交付担当者	マニフェストに必要な事項を記入した人（担当者）の氏名	A～E票
事業場	産業廃棄物を排出した事業場の名称・所在地等	A～E票
産業廃棄物	委託した産業廃棄物の種類・数量、荷姿 ※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の場合にはその旨も記載する	A～E票
最終処分の場所	委託した産業廃棄物の最終処分を行う場所の所在地	A～E票
運搬受託者	運搬業者の名称・住所等	A～E票
運搬先の事業場	運搬先の事業場の名称・所在地等	A～E票
処分受託者	処分業者の名称・住所等	A～E票
積替え又は保管	運搬業者が積替え又は保管をする場合、その所在地等	A～E票

#### 【運搬受託者が記入すること（規則第8条の22）】

項目	説明	記入するマニフェスト
運搬の受託	受託者の氏名又は名称、及び運搬を担当した人の氏名及び受領印（廃棄物を受領したときに署名します。）	A～E票
運搬終了年月日	運搬が終了した日	B1～E票
有価物拾集量	積替え・保管の場所有価物の拾集を行った場合の拾集量	B1～E票

#### 【処分業者が記入すること（規則第8条の24）】

項目	説明	記入するマニフェスト
処分の受託	受託者の氏名又は名称、及び処分を担当した人の氏名及び受領印（廃棄物を受領したときに署名します。）	B1～E票
処分終了年月日 (最終処分年月日)	処分が終了した日 (当該委託が最終処分の場合は、最終処分が終了した日)	C1～E票
最終処分を行った場所	当該委託が最終処分の委託の場合は、最終処分を実際に行った場所の所在地	C1～E票

【中間処理を受託した場合の中間処理業者が記入すること（規則第8条の21、第8条の25の2）】

項 目	説 明	記入する マニフェスト
中間処理産業廃棄物	中間処理した後の残さ物を、さらに委託処理するときのマニフェストに、もとの産業廃棄物に関するマニフェストの交付者(排出事業者)の氏名又は名称、当該マニフェストの交付番号を記入	2回目の A～E票
最終処分終了年月日 最終処分を行った場所	中間処理業者が交付したマニフェストの写し(E票)が最終処分業者から戻ってきた後に、もとのマニフェストの交付者(排出事業者)から交付されたマニフェストの写し(C1票、E票)に最終処分が終了した日・最終処分を実際に行った場所の所在地を記入	C1票、E 票

(4) マニフェストの返却・保存

(法第12条の3第2項～6項、規則第8条の21の2、23、25、25の3、26)

【運搬の終了】 運搬が終了してから10日以内に **B2票** が運搬業者から返却されます。

【処分の終了】 処分が終了してから10日以内に **D票** が処分業者から返却されます。

【最終処分の終了】 最終処分の終了：最終処分を委託したときは、最終処分が終了してから10日以内に **E票** が処分業者から返却されます。

排出事業者は、発行した**A票**、**返却されたB2票**、**D票**、**E票**を**5年間保存**しなければなりません。

(5) マニフェストが返ってこないときは？ (法第12条の3第8項、規則第8条の28、29)

マニフェストが期日までに返却されない場合等は、以下のような措置を講ずる必要があります。

- マニフェスト交付日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）を過ぎてもB2票やD票が返却されないとき
- マニフェストを交付した日から180日を過ぎてもE票が返却されないとき
- 記入すべき事項が記載されていなかったり、虚偽の記載がある写しが返却されたとき
- 処理委託業者より、処理困難通知を受け取った時

管理票交付者が講ずべき措置

- 速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握
- 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- 30日以内に市長に報告書を提出

(6) マニフェストの交付等状況報告書について (法第12条の3第7項、規則第8条の27)

マニフェスト交付者は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付等の状況に関して報告書を作成し、市長に提出しなければなりません（電子申請による報告も可能です）。

報告書の様式は、本市ホームページよりダウンロード可能です。

(URL) [http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/manifest\\_houkoku.html](http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/manifest_houkoku.html)

(7) 電子マニフェスト (法第12条の5)

電子マニフェストとは、パソコンを利用したマニフェストシステムです。電子マニフェストの導入により、管理票の誤記・記載漏れの防止、管理票の保存が不要になるなどのメリットが挙げられます。また、電子マニフェスト利用分については、上記(5)の報告書提出が不要になります。

法令遵守・事務の効率化の観点から、電子マニフェスト導入の検討をお願いします。

【電子マニフェストに関する問い合わせ先】

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

(URL) <http://www.jwnet.or.jp/>

(TEL) 0800-800-9023、03-5275-7112 (サポートセンター)

# 10. 特別管理産業廃棄物に関する義務

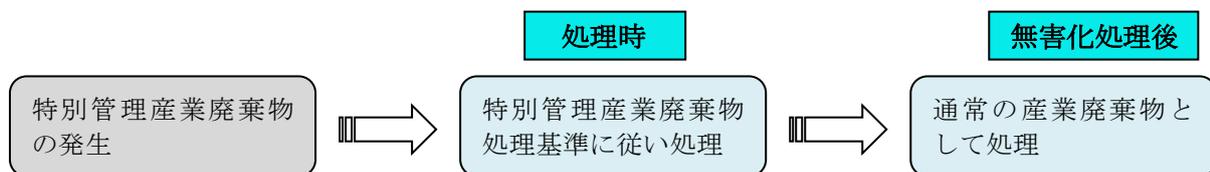
特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、常に注意して取り扱わなければならないもので、通常の産業廃棄物とは別に処理基準等が定められており、処理業の許可も区別されています。

## (1) 保管 (法第12条の2第2項、規則第8条の13)

排出事業者がその特別管理産業廃棄物を保管するときは、掲示板の設置等通常の産業廃棄物保管基準 (p.7 参照) と同様の基準が適用されることに加えて、特別管理産業廃棄物その他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等の措置を講ずる必要があります。

## (2) 収集・運搬及び処分 (法第12条の2第1項、令第6条の5)

排出事業者がその特別管理産業廃棄物を自ら処理する場合には、通常の産業廃棄物処理基準とは別に定められた特別管理産業廃棄物処理基準を守らなければなりません。



## (3) 委託処理 (法第12条の2第5項～第7項)

排出事業者がその特別管理産業廃棄物を自ら処理しない場合は、関係自治体の許可を持っている業者へ委託することができます。ただし、その場合は、通常の産業廃棄物の委託と同様に、委託契約書の作成 (p.14 参照) やマニフェストの交付 (p.15 参照) を行わなければなりません。さらに、許可業者にあらかじめ廃棄物情報等の特定の事項を記載した文書を交付する必要があります。

### 文書に記載する事項

- ・ 特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- ・ 取り扱う際に注意すべき事項

## (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (法第12条の2第8項、第9項、規則第8条の17)

特別管理産業廃棄物を排出する事業場には、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者の役割は、特別管理産業廃棄物の処理・委託業務を法令に基づいて適正に行うことです。

### 管理責任者になるためには？

一定の資格 (実務経験、講習会修了等) が必要です。  
(感染性産業廃棄物とそれ以外の特別管理産業廃棄物で要件が異なります。)

### 管理責任者を設置・変更・廃止したら？

定められた様式で市長に報告書を提出してください。(様式第30号)

## (5) 帳簿の備付け及び保存 (法第12条の2第14項、規則第8条の18)

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、必要な事項を記載した帳簿を作成し、1年ごとに閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

なお、運搬又は処分を委託する場合には、帳簿に記載する必要はありません。

区分	記載事項
運搬	1. 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2. 運搬年月日 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2. 処分年月日 3. 処分方法ごとの処分量 4. 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

### 【記載方法について】

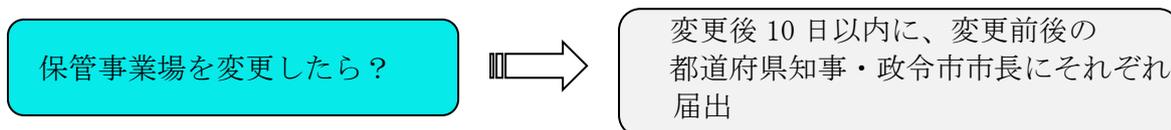
- ・帳簿は、事業所ごとに備え、毎月末までに前月中における必要記載事項を記載すること。

## (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等の届出について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、毎年6月30日までに、前年度の保管及び処分の状況について、定められた様式で市長に届け出なければなりません。また、届出書の内容は1年間公表されます。



※届出は窓口で縦覧できます。

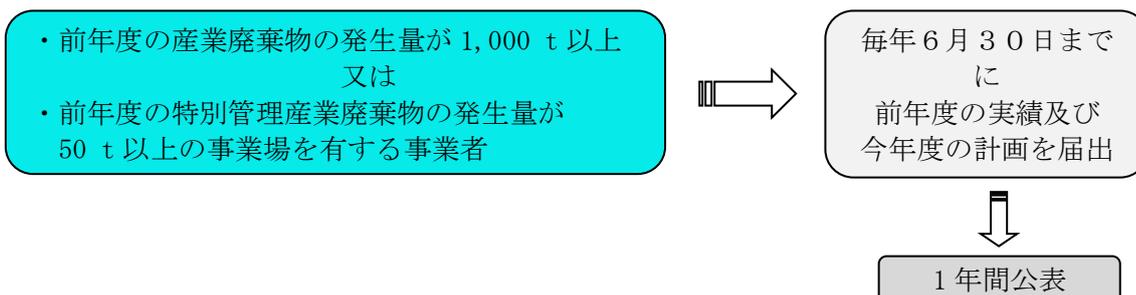


## 1.1. 多量排出事業者の報告

(法第12条第9項～第11項、第12条の2第10項～第12項、令第6条の3、7、規則第8条の4の5～7、第8条の17の2～4)

多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場の産業廃棄物の減量やその処理に関する計画を作成し、毎年6月30日までに市長に提出しなければなりません。

また、計画書を提出した事業者は、翌年度に実績を報告しなければなりません。



※計画書等はインターネットにより公開します。

## 12. 産業廃棄物処理施設の設置（法第15条第1項、令第7条）

次の産業廃棄物処理施設を設置する場合には、市長の許可が必要です。

処理施設の種類		規 模	備 考
1	汚泥の脱水施設	処理能力 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	
2	汚泥の乾燥施設	処理能力 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	天日乾燥施設の場合は 100m <sup>3</sup> /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの 処理能力 5m <sup>3</sup> /日を超えるもの 処理能力 200kg/時以上のもの 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの	ポリ塩化ビフェニル汚染物、 ポリ塩化ビフェニル処理物 であるものを除く
4	廃油の油水分離施設	処理能力 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
5	廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの 処理能力 1m <sup>3</sup> /日を超えるもの 処理能力 200kg/時以上のもの 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの	廃ポリ塩化ビフェニル等である廃油を除く 海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
6	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力 50m <sup>3</sup> /日を超えるもの	放流を目的とするものを除く
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力 5t/日を超えるもの	
8	廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの 処理能力 100kg/日を超えるもの 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの	ポリ塩化ビフェニル汚染物、 ポリ塩化ビフェニル処理物 であるものを除く
8の2	木くず・がれき類の破碎施設	処理能力 5t/日を超えるもの	排出事業者が設置する移動式がれき類等破碎施設を除く
9	金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべてのもの	
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべてのもの	
10の2	廃水銀等の硫化施設	すべてのもの	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべてのもの	
11の2	廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべてのもの	
12	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべてのもの	
12の2	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべてのもの	
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	すべてのもの	
13の2	産業廃棄物の焼却施設（上記3, 5, 8, 12に掲げる施設を除く）	次のいずれかに該当するもの 処理能力 200kg/時以上のもの 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの	
14 最終 処分 場	イ 遮断型最終処分場	すべてのもの	令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)までに掲げる有害な産業廃棄物の最終処分場
	ロ 安定型最終処分場	すべてのもの	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の最終処分場（シュレッダーダスト、廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード等を除く）
	ハ 管理型最終処分場	すべてのもの	イ及びロ以外の産業廃棄物の最終処分場

# 1 3. 産業廃棄物処理施設の定期検査

(法第 15 条の 2 の 2、規則第 1 2 条の 5 の 2、3)

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者(※)は、直近の定期検査等から 5 年 3 ヶ月以内ごとに、産業廃棄物処理施設が施設の構造基準に適合するかについて、市長の検査を受けなければなりません。なお、検査を受けようとする者は、予め申請書を市長に提出しなければなりません。

また、検査手数料 33,000 円が必要です。

(※最終処分場、焼却施設等の許可申請時に告示・縦覧を要する施設の設置許可を受けた者に限ります)

# 1 4. 維持管理情報の公表 (法第 15 条の 2 の 3 第 2 項)

最終処分場、焼却施設等の許可申請時に告示・縦覧を要する施設の設置許可を受けた者は、産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、インターネットの利用その他適切な方法により、公表しなければなりません。

# 1 5. 優良産業廃棄物処理業者の認定制度

(規則第 9 条の 3、規則第 1 0 条の 4 の 2)

本市では、「遵法性」、「情報公開性」、「環境保全の取組み」について廃棄物処理法で定める事項(評価基準)を満たしている処理業者を認定する制度(優良産廃処理業者の認定制度)を設けています。制度の概要及び認定業者の一覧については、市のホームページで公表していますので、処理業者を選定する際の参考としてください。

(URL) <http://www.city.chiba.jp/kankyoo/junkan/sangyohaikibutsu/yuryonintei.html>

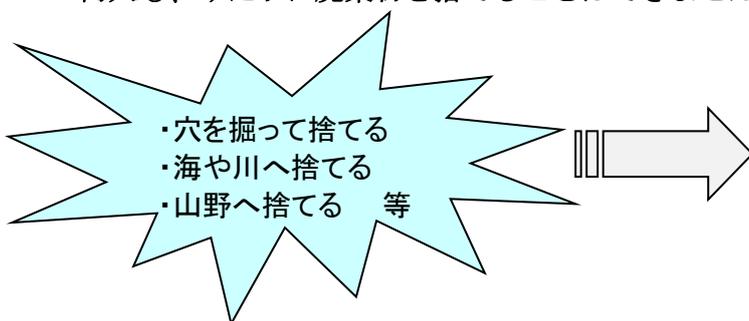
また、千葉県内を含む、全国における優良認定業者の検索については産廃情報ネット(優良さんばいナビ)のホームページをご覧ください。

(URL) <http://www3.sanpainet.or.jp/>

# 1 6. 不法投棄・不法焼却

## (1) 投棄禁止 (法第 1 6 条)

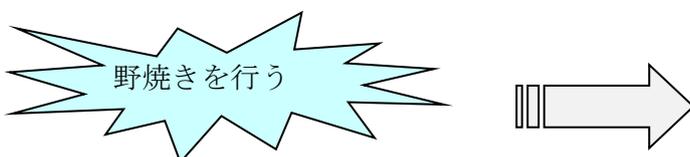
何人も、みだりに廃棄物を捨てることはできません。



**不法投棄**となり、以下の罰則が科せられます。  
・5 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金又はこの併科  
・法人に対して 3 億円以下の罰金

## (2) 焼却禁止 (法第 1 6 条の 2)

何人も、「一部の例外」を除き、廃棄物を焼却することはできません。



**不法焼却**となり、以下の罰則が科せられます。  
・5 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金又はこの併科  
・法人に対して 3 億円以下の罰金

※「一部の例外」

- 1 法令で定められている廃棄物の処理基準に従った焼却 <後述の「(3)焼却方法と焼却設備」を参照>  
(例) 構造基準に適合している焼却炉で処理基準に従い行う焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却  
(例) 森林病害虫等防除法に基づく病害虫の付着した木の枝の焼却  
(例) 家畜伝染病予防法に基づく伝染病に罹患した家畜の死体の焼却 など
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして以下に定める焼却
  - (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
例：河川管理者が行う伐採した草木の焼却 など
  - (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却  
例：凍霜害防止のための稲わらの焼却 など
  - (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
例：「どんど焼き」などの地域の行事における廃材等の焼却 など
  - (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
例：農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝葉の焼却 など
  - (5) たき火その他の日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却  
例：たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材等の焼却 など

### (3) 焼却方法と焼却設備

(令第6条第1項第2号イ(令第3条第2号イ、規則第1条の7)、平成9年厚生省告示第178号)

廃棄物を焼却する際は、以下のように適切な焼却方法と焼却設備を用いなければなりません。

※焼却炉の規模(焼却能力・火格子面積)に関係ありません。

	基 準	必要と考えられる対策の例
設 備 の 構 造	空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。	・隙間や破損部分がある場合には補修する。 ・廃棄物投入口にきちんと閉じることができる扉を設置する。
	燃焼に必要な空気の通風が行われるものであること。	・十分な高さ及び口径の煙突を設置する。 ・送風機を設置する。
	燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。	・廃棄物の投入の際は、燃焼室と外気が遮断された状態を保つことができ、燃焼室温度が低下しないよう、二重扉等を設置する(※1)。
	燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。	・燃焼室に温度測定装置を設置する(※2)。
	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。	・助燃装置を設置する(※3、※4)。
焼 却 方 法	煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと。	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。 ・排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する。
	煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。 ・必要な量の空気を通風させる。
	煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。	・隙間や破損部分がない焼却施設を用いる。 ・焼却中は廃棄物投入口の扉を閉めておく。 ・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。

※1 バッチ式(外気と遮断された状態で廃棄物を一回の投入で燃やしきる方式)の焼却炉を除く

※2 燃焼ガス温度の測定結果により、概ね800℃以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される乾燥した製材木くずのような廃棄物のみを焼却する場合であって、温度計が装着可能な測定口が設置され、温度計を定期的に燃焼室に装着し、燃焼ガス温度を測定・記録する場合は常時設置でなくてもよい

※3 燃焼ガス温度の測定結果により、概ね800℃以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される乾燥した製材木くずのような廃棄物のみを焼却する場合は、この限りでない

※4 一つのバーナーで、着火装置及び助燃装置の役割を果たす場合については、必ずしも新たな助燃バーナーの設置を必要とするものではない

# 17. 罰則（事業者に関係する主な罰則についての抜粋）

## 【廃棄物処理法に係る罰則】

違反行為	内 容	罰 則
措置命令違反	生活環境保全上の支障の除去等に関する措置命令に従わないこと	
無許可業者への委託	許可を受けた処理業者等以外の者に廃棄物の処理を委託すること	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
処理施設の無許可等設置	許可を受けず、又は不正の手段により廃棄物処理施設を設置すること	
処理施設の無許可等変更	許可を受けず、又は不正の手段により廃棄物処理施設を変更すること	※法人も1,000万円以下の罰金(次の違反を除く)
投棄禁止違反及びその未遂	廃棄物をみだりに捨てること（不法投棄）及びその未遂	投棄禁止違反（及び未遂）、焼却禁止違反（及び未遂）は3億円以下の罰金
焼却禁止違反及びその未遂	廃棄物を法令の規定以外の方法で焼却すること（不法焼却）及びその未遂	
指定有害廃棄物の処理禁止違反	指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）を法令の規定以外の方法で処理すること	
委託基準違反	委託基準に従わずに廃棄物の処理を他人に委託すること	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科 ※法人も300万円以下の罰金
改善命令違反	改善命令に従わないこと	
処理施設の譲受け・借受け違反	許可を受けずに廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けること	
不法投棄・不法焼却のための収集・運搬の禁止違反	不法投棄又は不法焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をすること	
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の虚偽の記載等違反	・マニフェストを交付せず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付すること ・処理業者から送付されたマニフェストの写しを保存しないこと	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこの併科 ※法人も100万円以下の罰金
処理施設の検査前使用	廃棄物処理施設の使用前検査以前に施設を使用すること	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこの併科 ※法人も50万円以下の罰金
帳簿の備付け保存等義務違反	特別管理産業廃棄物の処理について帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は保存しないこと	30万円以下の罰金 ※法人も30万円以下の罰金
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しないこと	
報告義務違反	法に規定する報告徴収に関して、報告をせず、又は虚偽の報告をすること	
立入検査拒否妨害忌避	法に規定する検査を拒み、妨げ、又は忌避すること	

## 【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る罰則】

違反行為	内 容	罰 則
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の届出等義務違反	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が法に規定する届出をしない、又は虚偽の届出をすること	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金 ※法人も50万円以下の罰金
立入検査拒否妨害忌避	法に規定する検査を拒み、妨げ、又は忌避すること	30万円以下の罰金 ※法人も30万円以下の罰金

## 18. 簡易チェック票

産業廃棄物の適正処理に関して、簡易チェック表を作成しています。事業所における現在の状況をチェックし、行き届いていないところがあれば、早急に対処をお願いします。

# 簡単！適正処理クイックチェック

## 簡単！適正処理クイックチェック

すべての排出事業者に

**産業廃棄物の適正処理が義務付けられています。**

一つひとつの事業所の努力が、資源循環型社会の実現には欠かせません。産業廃棄物の適正処理や従業員の教育は、経営者の務めです。まずは、下のチェックリストであなたの事業所の診断をしてみましょう。もし行き届いてないところがあればすぐに対処してください。



1. 事業所内に産業廃棄物を保管する場合は、掲示板の設置、囲いの設置、周辺への飛散流出の防止対策を行っている。 ⇒ p. 7
2. 産業廃棄物処理について、収集・運搬と処分をそれぞれの許可業者と書面にて委託契約を締結している。 ⇒ p. 12
3. 委託契約書には契約業者の許可証の写し等が添付してある。 ⇒ p. 14
4. 産業廃棄物を引き渡す際に、マニフェストを交付している。 ⇒ p. 15
5. 戻ってきたマニフェストの写しで契約書どおりに業者が収集・運搬・処分しているか確認している。 ⇒ p. 15~17
6. 交付したマニフェストの写し等を5年間保存している。 ⇒ p. 17
7. 毎年6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付状況報告書を所管の行政庁に提出している。 ⇒ p. 17

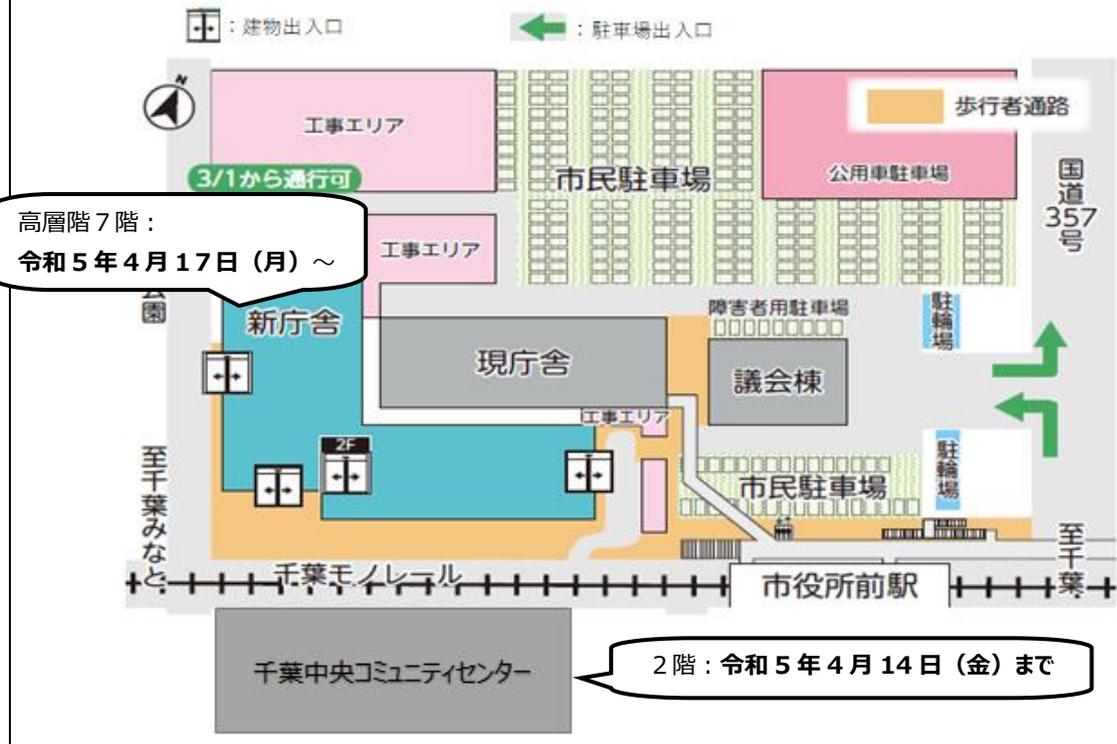
産業廃棄物の適正処理については、本パンフレット及び市ホームページで情報提供しているほか、九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ (<http://www.re-square.jp/>)にも、下記の情報を掲載しております。併せて参考にしてください。

- ・ 廃棄物Q&A検索
- ・ 産業廃棄物の適正処理について
- ・ PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む電気機器はありませんか？
- ・ 九都県市不法投棄撲滅
- ・ 電子マニフェスト早わかりムービー

MEMO

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'MEMO' header. It is intended for the user to write the content of their memo.

【産業廃棄物指導課は令和5年4月に新庁舎に移転します！】



問合わせ先 千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課  
 〒260-8722 (移転前) 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター 2階  
 (移転後) 千葉市中央区千葉港1番1号 高層階7階  
 E-mail : sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

	各班等の主な業務内容	直通電話
事業所班	産業廃棄物排出事業者に対する指導及び監督 ・産業廃棄物多量排出事業者に係る指導 ・PCB廃棄物に係る指導 等	043-245-5682
処理業班	産業廃棄物処理業者等に対する許可及び指導及び監督 ・産業廃棄物処理業の許可申請等の手続き (産業廃棄物処理業者の優良認定制度も含む) ・自動車リサイクル法に係る許可、指導及び監督 ・県外産業廃棄物の市内処分に係る事前協議 等 ・再生資源物の屋外保管に関すること	043-245-5683
監視指導室	産業廃棄物不適正処理等の監視、指導 ・不法投棄等に係る苦情処理 ・廃棄物処理法違反行為の監視・パトロール ・廃棄物処理法違反業者に対する指導 等	043-245-5684
一般廃棄物班	事業系一般廃棄物の適正処理の普及、啓発、指導及び監督 ・一般廃棄物処理業の許可、指導及び監督に関すること ・事業系一般廃棄物の保管場所に関すること	043-245-5248
残土指導班	土砂等の埋立等に係る許可及び届出、指導及び監督	043-245-5685
最新情報や詳細、各種届出様式については、千葉市産業廃棄物指導課ホームページでご確認ください。 <a href="http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/index.html">http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/index.html</a>		

関係リンク 環境省 <http://www.env.go.jp/>  
 九都県市廃棄物問題検討委員会 <http://www.re-square.jp/>  
 (一社) 千葉県産業資源循環協会 <http://www.chiba-sanpai.or.jp/>  
 (公社) 全国産業資源循環連合会 <http://www.zensanpairen.or.jp/>